

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業
優先交渉権者選定結果

令和4年(2022年)7月15日

【令和4年(2022年)9月28日改訂版】

三浦市上下水道部

第 1	審査経緯.....	1
1	審議会委員の構成.....	1
2	審議会の審査経緯.....	1
第 2	審査結果.....	2
1	参加資格審査.....	2
2	提案審査.....	2
3	優先交渉権者等の決定.....	3
第 3	優先交渉権者の評価.....	4
第 4	優先交渉権者の提案に基づく特定事業の評価.....	4

第 1 審査経緯

1 審議会委員の構成

区分		所属する団体名及び役職名	氏名
学識経験のある者	会長	日本大学生産工学部 教授	森田 弘昭
学識経験のある者	委員	亜細亜大学都市創造学部 元教授	安登 利幸
学識経験のある者	委員	日本下水道事業団東日本本部事業管理室	弓削田 克美
		(H31～R 元) 日本下水道事業団事業統括部	富樫 俊文
		(H28～H30) 日本下水道事業団事業統括部	丸山 徳義
市の職員	副会長	三浦市 副市長	星野 拓吉

2 審議会の審査経緯

	開催日	議題
第 1 回	平成 29 年 2 月 17 日	(1) 会長、副会長の選出について (2) 三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会への諮問について (3) 公共施設等運営権方式（コンセッション方式）の概要について ※市より公共施設等運営権方式の導入について諮問した。
第 2 回	平成 29 年 3 月 24 日	(1) VFM (Value For Money) について (2) 実施方針素案について
第 3 回	令和 2 年 10 月 2 日	(1) 三浦市公共下水道事業における公共施設等運営権方式の導入について (2) 実施方針（案）、要求水準書（案）の公表について
第 4 回	令和 3 年 1 月 22 日	(1) 三浦市公共下水道（東部処理区）の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（案）の概要について (2) 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業に係る実施方針の策定について (3) 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業に係る特定事業の選定について ※市より実施方針の策定及び特定事業の選定について諮問した。
第 5 回	令和 3 年 2 月 10 日	(1) 第 4 回審議会意見等への対応状況について (2) 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業に係る募集要項（案）について (3) 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業に係る優先交渉権者選定基準（案）について ※市より民間事業者の選定について諮問した。
第 6 回	令和 3 年 6 月 9 日	(1) 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業に係る要求水準書（案）について (2) 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業に係る募集要項（案）及び優先交渉権者選定基準（案）について (3) 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業に係るモニタリング基本計画書（案）について

第7回	令和3年11月19日	(1) 参加表明者に対する資格等確認結果の報告について (2) 附帯提案事業及び任意事業に対する概要確認結果の報告について (3) 優先交渉権者選定の審査方法について
第8回	令和4年7月5日	(1) 審査表の変更点について（報告） (2) 応募者提案内容の仮評価結果について (3) 応募者プレゼンテーション時の質問事項について (4) 仮評価結果に基づく答申書（案）、選定結果（案）及び審査講評（案）について
第9回	令和4年7月13日	(1) 応募者プレゼンテーション及びヒアリング (2) 民間事業者の選定について (3) 評価結果に基づく答申書、選定結果及び審査講評について

第2 審査結果

参加資格を審査する「参加資格審査」、提案内容等を審査する「提案審査」に分けて実施した。

1 参加資格審査

参加表明があった2グループの参加資格申請書等を審査し、両グループが参加資格要件を満たすことを確認した。

2 提案審査

参加資格要件を満たした2グループから提案書の提出を受け、両グループの提案が次の要件を満たしていることを確認のうえ審査を行った。

- ・ 提案審査書類が全て揃っていること。
- ・ 指定した様式に必要事項が記載されていること。
- ・ 提案審査書類全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。
- ・ 本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。

(1) 審査結果

審議会の各委員は、三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業 優先交渉権者選定基準に従い、提案書の内容を評価して仮評価を行い、応募者からのプレゼンテーションとヒアリングを通じ、仮評価の結果を補正し、審議会において協議のうえ、審査を行った。審査結果は以下のとおり。

評価項目	配点	グループ名	
		Aグループ	Bグループ
1 一般的要素（全般）	67	46.88	20.63
事業計画	11	9.00	2.50
実施体制	10	7.13	5.25
財務管理	10	8.13	3.25

モニタリング	10	5.00	2.75
地域貢献	12	8.88	1.88
保険適用	5	3.50	2.25
災害時体制	9	5.25	2.75
2 一般的要素（技術）	63	43.38	15.88
ストックマネジメントに係る検討	26	21.88	6.50
改築全般	16	11.63	6.13
維持管理全般	21	9.88	3.25
3 一般的要素（その他）	30	25.00	5.63
附帯提案事業	15	13.13	3.75
任意事業	15	11.88	1.88
4 市財政負担軽減に向けた取り組み	40	37.25	0.38
市財政負担軽減に向けた取り組み	10	7.25	0.38
期待される効果	30	30.00	0.00
合計	200	152.50	42.50

※ 項目毎及び大項目（太字）の得点は、小数点以下第3位まで算出したものを四捨五入したため、合計と一致しない場合がある。

3 優先交渉権者等の決定

審議会は、一般的要素及び市財政負担軽減に向けた取り組みを評価した結果、最も得点の高い応募者を優先交渉権者として、次に得点の高い応募者を次点交渉権者として選定した。

(1) 優先交渉権者

- ・グループ名称：みうらラクアパートナー（Aグループ）
- ・代表企業：前田建設工業株式会社
- ・構成員：東芝インフラシステムズ株式会社
株式会社クボタ
日本水工設計株式会社
株式会社ウォーターエージェンシー

(2) 次点交渉権者

- ・グループ名称：はまゆう水再生みうら（Bグループ）
- ・代表企業：東急建設株式会社
- ・構成員：管清工業株式会社
株式会社東京設計事務所
株式会社フソウ
シンフォニアテクノロジー株式会社
株式会社デック
有限会社下里建設
テスコ株式会社

なお、優先交渉権者が提案した運営権対価は、以下のとおりである。

運営権対価の額 10百万円（税抜）

第3 優先交渉権者の評価

優先交渉権者としてみうらラクアパートナーの提案内容については、全体として高い評価を得ており、特に以下の点を高く評価した。

- ・ 事業計画に関して、市が掲げる基本運営方針を実現するにあたっての重要事項に対する理解度が十分であり、当該方針を達成するための解決策が細部にわたり具体的に示されている。
- ・ 地域貢献に関して、改築工事の地元企業への発注予定額が明確に提案されているとともに、地元企業への研修プログラムや UJI ターン促進などの具体的な提案がされている。
- ・ スtockマネジメントに関して、施設状態のデジタル情報に基づく最適な管理水準の設定や健全度予測の精度向上が提案されているとともに、現有施設の有効利用等によるダウンサイジングの具体的な提案がされている。
- ・ 処理場・ポンプ場及び管路施設の改築に関して、脱炭素や LCC 最小化等の重要事項の達成に向けた具体的な取組みが提案されている。
- ・ 附帯提案事業に関して、本市が求めている費用縮減、収益発生、環境負荷低減の全ての項目を網羅したうえで、実現性の高い具体的な提案がなされている。
- ・ 市の想定と同程度の改築費削減額を創出したうえで、運営権対価を創出しており、市財政負担の軽減に資する提案となっている。

第4 優先交渉権者の提案に基づく特定事業の評価

市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額（以下「P S C」という。）を現在価値に換算したものと、選定された提案に基づき公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額（以下「P F I - L C C」という。）を現在価値に換算したものを比較した結果、4.1%の縮減が期待できることを確認した。

V F Mの算定結果は、以下のとおりである。

項目	Aグループ
① P S C（現在価値ベース）	15,277 百万円
② P F I - L C C（現在価値ベース）	14,658 百万円
③ V F M（金額）	619 百万円
④ V F M（割合）	約 4.1%

※ V F M (Value For Money) $(3) V F M = (1) P S C - (2) P F I - L C C$

※ 表中に用いた金額は、各項目百万円未満を四捨五入して表示した。